

AI 校務サポート推進事業における校務特化型生成 AI サービス提供に関する契約書 (案)

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、校務特化型生成 AI サービス「_____」（以下「本サービス」という。）の提供業務（以下「業務」という。）を乙に依頼し、乙は、これを受諾する。

（業務内容）

第 2 条 前条の規定により甲が乙に依頼する業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

（ライセンス料）

第 3 条 業務のライセンス料（以下「ライセンス料」という。）は、金_____円（うち消費税額及び地方消費税額_____円）とする。

（契約保証金）

第 4 条 沖縄県財務規則第 101 条第 1 項に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

（納入期限及びライセンスの有効期限）

第 5 条 業務の納入期限（以下「納入期限」という。）は、令和 7 年__月__日とする。

（再委託の制限）

第 6 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札手続参加者であった者、指名停止処分を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなけれ

ばならない。

- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。また、甲は乙に対し3か月間の指名停止措置処分を行う。

(仕様不適合の場合の措置)

- 第7条 甲は、乙の実施した業務が仕様書に適合していないと認めたときは、乙に対し、業務の補正を命ずることができる。この場合において、当該補正に要する費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

- 第8条 乙は業務の実施に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によって当該損害が生じた場合は、この限りでない。

(ライセンス料の支払い)

- 第9条 乙は業務を完了したときは、遅滞なく納品書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定による納品書を提出し、甲の検査に合格したときは、遅滞なく支払い請求書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の支払い請求書が正当であると認めたときは、その書類を受理した日から30日以内にライセンス料を乙に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

- 第10条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は損害金の支払いを乙に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、当該期日の翌日から乙が業務を完了させた日までの日数に応じ、契約金額に支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額とする。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第9条に規定によるライセンス料の支払いが遅れた場合には、第9条3項で規定する日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約の解除及び違約金)

- 第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、既に支払ったライセンス料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。
- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、第5条に定める期限までに納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
- (2) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除し、既に支払ったライセンス料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 乙の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団（暴力団体による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 前2項の規定により、この契約が解除された場合において、乙はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。その際の賠償額は、ライセンス料の100分の10に相当する額とする。

（権利義務の譲渡）

第12条 乙はこの契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（秘密の保持）

第13条 甲及び乙は、業務の処理により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（従業者の事故）

第14条 事業の実施に関して生じた乙の従業者の事故については、甲はその責めを負わないものとする。

（契約不適合責任）

第15条 甲は、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものであるときは、履行の追完又は代金の減額を請求することができる。

2 甲は、前項の請求に代えて、又は前項の請求とともに、契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。

（費用の負担）

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(補則)

第17条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとする。

2 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、
甲乙協議の上で決定するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉 城 康 裕

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第 1 項及び第 2 項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。